

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	模様替え又は増築の承認		
根拠法令及び条項	公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 27 条第 4 項ただし書		
所 管 部 課 名	建設部 建築住宅課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	①公営住宅法第 27 条第 1 項 ②多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 26 条	
	基 準	<p>条例第 26 条に定めるところによる。 (増築等の制限)</p> <p>第 26 条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の承認をするに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復し、又は撤去を行うべきことを条件とする。</p> <p>3 第 1 項ただし書の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 4~7 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関                    日 (機関名                    )</p> <p>協議機関                    日 (機関名                    )</p> <p>処分機関                    4~7 日</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			